



宇治市消団連講演会

2017年6月15日(木)

賢い消費選択を身につけよう

— 私たちが安くて良い商品を買えるワケ —

講師：公正取引委員会事務総局

近畿中国四国事務所 取引課 笠原 雅之氏

1. 私たちの暮らしと独占禁止法の関わり

売り手や買い手が自由に商品の売買を行い、商品の需要と供給がバランス良く行われ、物やサービスとお金が効率よく流通するような経済のしくみを市場経済といいます。



市場における企業の競争によって、商品の低価格化、サービスの充実、機能の改良などが行われ、消費者は、さまざまな商品・サービスの中から欲しい商品・サービスを自由に選択することができます。

競争がなかったら・・・

① 「独占」例：B カメラが、他の販売店をすべて買収(会社そのものを買うこと)してしまったので、市内はBカメラしかない「独占」状態になりました。Bカメラはこのあと、どうするでしょう？ ⇒⇒独占企業は競争相手がいないので、消費者により安く、より良い製品を製造・販売しようという企業努力をおこたる。

② 「カルテル」(不当な取引制限)＝複数の企業が連絡を取り合い、本来、各企業がそれぞれ決めるべき商品の価格や生産数量などを共同で取り決める行為を「カルテル」といいます。企業が販売価格についてカルテルを結ぶと、価格競争がなくなり、高い価格が設定されることとなります。

公正取引委員会は内閣府、文部科学省、農林水産省などと同じ国の行政機関です。

市場経済には「独占禁止法」という基本ルールがあり、違反行為には迅速な取り締まり、厳正な措置で消費者の利益を保護しています。



2、景品表示法

景品表示法とは⇒⇒不当な顧客誘引を禁止する法律です。

- *豪華すぎるおまけの提供を過大景品として禁止
- *一般消費者をだますような「うそつき広告」「誇大広告」を不当表示として禁止

景品表示法で禁止している表示

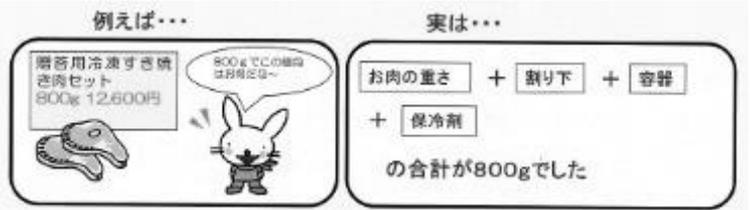
① 優良誤認表示＝「これはとても良い品質(規格、内容)だ!」消費者に思わせておいて、実際にはそうでない表示のことをいいます。

*不実証広告規制 例：長年の肌悩み、あきらめる前に！ シミが消えた！



② 有利誤認表示＝「これはとてもお得な価格(取引条件)だ!」と消費者に思わせておいて、実際にはそうではない表示のことをいいます。

*不当な二重価格 例：価格の安さを強調するため、事業者が自己の販売価格よりも高い他の価格を併せて記載



③ その他誤認される恐れのある表示とは

- *無果汁の清涼飲料水についての表示
- *商品の原産国に関する不当な表示
- *消費者信用の融資費用に関する不当な表示
- *不動産のおとり広告に関する表示
- *おとり広告に関する表示
- *有料老人ホームに関する不当な表示

商品・サービスの取引に関する事項について一般消費者に誤認される恐れのある表示として内閣総理大臣が指定した不当表示

数人ずつに分かれてのグループトークやクイズもあり、日常の買い物はどこですか？何に気を付けている？表示で気になっていることは？など自由に討論して楽しく学習しました。商品選択について学びました。

公正マーク・会員証は、安心ショッピングの目じるしです

商品に表示される「公正マーク」の例

店舗に表示される「会員証」の例

詳しい情報はこちら <http://www.iftc.go.jp>

公取 で検索

「かしい商品選択を身につけよう」座談会 2017年9月7日

(木)

6月15日の講演会「かしい商品選択を身につけよう ー私たちが安くて良い商品を買えるワケー」で公正取引委員会の仕事と管轄を学びましたが、分かりにくい点、もう少し詳しく聞きたいことなどがあり、座談会で深めることにしました。

講師は、公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所 取引課長の寺本一彦さん
事前に質問状を提出し、当日は6月の講演会のレジュメを確認しながら、新しい資料も参考に、質問状に沿って詳しくお話して頂きました。



例えば、こんな質問・・・テレビショッピングで今から30分以内とアナウンスしながら、30分後や翌日も受け付けているが問題はないのでしょうか？ 答え：オプションが付いていたかどうか。30分後でも翌日も受け付けるが、その時のオプションは時間切れで無しであれば問題なし。
質問：閉店セールが1年ぐらい続いていますますが問題ないのでしょうか？ 答え：大阪特有のシャレの文化かもしれない。1年前と今のチラシがあれば・・・消費者が誤認するかどうかポイント。当日表示価格より半額となっても、当日の価格が通常時より引き上げられていて、通常時の半額ではない場合がある。これは有利誤認の違反例。

小売業者12社に対する冷凍食品の販売価格の表示に関する行政指導<平成25年4月25日消費者庁公表>

- 例① 店頭プライスカードが「希望小売価格500円の品 半額250円」実際にはメーカー希望価格は設定されていなかった。
- 例② 新聞折り込みチラシが「冷凍食品 メーカー小売希望価格の3割引き」⇒実際には「メーカー小売希望価格」と称する価格は製造業者が小売業者の求めに応じて個別に呈示したものであるであって、一般消費者が販売価格が安いかどうかを判断する際の参考情報とはならないものであった。
- 例③ 店頭ポップが「毎日この価格 当店通常価格500円を250円」⇒実際には「当店通常価格」と称する価格で最近相当期間にわたって販売された実績はなかった。

私たち消費者もチラシ・広告・CMなどをしっかり見抜く目が大切ですね。商品の価格のみに目が行ってしまう時もありますが「何故この価格？」という目も大切ですね。「普段の価格も要チェック！！」ですね。



大阪ガス **泉北製造所・ガス科学館** に行ってきました。

スイッチ一つで火のつく生活、毎日あたり前のように使っているガスですが、どこで作られ、どのように家庭に届いているのでしょうか？ 大阪ガスで研修しました。



はじめに、都市ガスの製造・安定供給についての説明

泉北製造所は、LNG(液化天然ガス)を原料に都市ガスを製造する大阪ガスの主力工場で、第一工場と第二工場を合わせた面積は約100万㎡。全社ガスの送出量の約70%を製造しているそうです。

LNGは東南アジアやオーストラリア、中近東、ロシアなど世界各国から輸入していて、現地の液化基地で-160℃で液化され専用船で日本まで運ばれます。

(天然ガスを-160℃に冷やして液体にすると体積が約600分の1になるため、一度に大量の天然ガスを輸送することができるのです)

科学の不思議 -196℃の液体窒素を用いた冷熱実験で物質・気体の性質についての不思議を目の当たりにして歓声が・・・

ガスのお話の後はバスに乗って、いよいよ製造所施設の見学です。(写真撮影禁止のため写真はありません) **貯蔵施設** 海外から運ばれてきたLNGをアンローディングアームで荷揚げし、-160度のまま貯蔵する大きなタンク **気化器** -160℃のLNGを海水で暖めて気体(ガス)に戻す気化器。海水の流し方によってオープンラック式とトライエックス式があります。 **熱量調整・付臭** LPGで熱量を調整し、臭いを付けてから都市ガスとして送り出す熱量調整装置と送出管。ガスの特有な臭いはガス漏れに気づくためにとても大切なものなのです。送出管でいよいよ近畿2府4県の家庭にガスが届きます。遠隔地にはローリー車でLNGを運び、サテライト基地で都市ガスを製造しています。製造所の周りは緑がいっぱい **エコロジー緑化** 森づくりを通じた総延長約1200mのグリーンベルトなど、所内の緑化を積極的に進めている。1997年に環境マネジメントシステムの国際規格ISO14001の認証を取得しています。

くらしイノベーションフラザ



高効率システムな発電＝ガスタービンコンバインドサイクル発電方式 ガスタービンと蒸気タービンを組み合わせた発電方式です。天然ガスを燃焼器で燃焼させ、その高温の燃焼ガスの力でガスタービンを回して発電します。さらにガスタービンから発生する高温の排ガスの熱を利用して、排熱回収ボイラーで高温の蒸気を発生させ、蒸気タービンを回して発電します。このようなしくみによりガスタービンコンバインドサイクル発電方式では、高い発電効率を得ることができます。



《一言感想より》 ＊電力自由化のことが少し理解できました。自分で選択できるということは、いろいろ勉強しないとイケないと実感しました。製造所を見学して安全面に対策をされていて安心しました。

＊大阪ガスの施設の大きさに驚きました。当たり前のように使っているガス・電気が多くの人の手により成り立っていることも知りました。天然ガスの有限性も海底の深い所にまだ天然資源があるそうですが、科学の力で地球を使いきるより、太陽光の自然使用をもっと国が考えてくれたらと思います。

近畿農政局主催「第4回消費者団体との意見交換会」に参加しました

2017年9月26日(火) 宇治市総合庁舎にて

近畿農政局の担当者から「安全で健やかな食生活を送るために～アクリルアミドを減らすために家庭でできること～」、「米トレーサビリティ法について」の説明を聞いた後、質疑応答があり、「全ての加工食品の原材料の原産地が表示されることは、いいことだと思う。国産のもので食事をしたいと思っているので食料自給率について教えてほしい」、「高齢化で耕作放棄地が多くなっており、後継者も不足している。大規模農家だけでなく、小さな農家の手助けも考えてほしい」など、意見や質問に丁寧に答えていただきました。

若葉の会主催「料理教室&消費生活講座」に参加しました

2017年12月19日 宇治公民館にて

午前中は「若葉の会」の生活習慣病予防事業「大人の食育料理教室」に30名の参加がありました。生活習慣予防の基礎的なお話と食事の献立や料理法の工夫などのお話の後、メタボ予防には各自メジャーにてお腹周りの計測やスクワットで足腰の予防方法や0.8%の味のみそ汁の試飲。楽しい、美味しい減塩食の試食会の昼食。



午後は文化自治振興消費者センターの市民相談係下岡

さんより悪徳商法について学びました。訪問販売の契約解除方法の実践講座を詳しく、私達の日常生活に役立つ講座でした。



消費者団体連絡会とは

昭和56年に結成された連絡会で、消費者の生命とくらしを守るため、消費者の要求を行政に反映し、お互いの運動の経験、知識、情報を交流・交換し、また消費者に必要な学習、研修、実践につとめることを目的としています。

〈消費者団体連絡会参加団体〉

※宇治市食生活改善推進委員協議会「若葉の会」

※新日本婦人の会宇治支部